



熊本県公報

号外 第 4 3 号

平成 24 年 9 月 28 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○ 栄養士法施行細則の一部を改正する規則	(健康づくり推進課) 1
○ 熊本県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(薬務衛生課) 2
○ 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(自然保護課) 2
○ 熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則	(環境立県推進課) 2
○ 熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課) 24
告 示	
○ 熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部改正	(会計課) 24
○ 収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)の名称及び位置の一部改正	() 24
○ 熊本県収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)事務取扱要領の一部改正	() 24
登 載 依 頼	
○ 熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規程	(人事委員会事務局総務課) 25

規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 24 年 9 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 37 号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則
 栄養士法施行細則(昭和 30 年熊本県規則第 15 号)の一部を次のように改正する。
 別記第 1 号様式備考 3 (2) イ中「その旨を記載したもの」の次に「(出入国管理及び
 難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 3 に規定する中長期滞在者及び日本
 国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3
 年法律第 71 号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 8
 1 号)第 30 条の 4 5 に規定する国籍等を記載したもの)」を加える。
 別記第 1 号様式備考 3 (2) ウを次のように改める。
 ウ 旅券その他の身分を証する書類の写し(申請者が出入国管理及び難民認定法
 第 19 条の 3 各号に掲げる者である場合に限る。)
 別記第 2 号様式備考 3 を次のように改める。
 3 次の書類を添付すること。
 (1) 栄養士免許証
 (2) 次のいずれかの書類であって変更前及び変更後の本籍地都道府県名(国籍)及
 び氏名が確認できるもの
 ア 戸籍の謄本又は抄本
 イ 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 4 5 に規定する国籍
 等を記載した住民票の写しその他身分を証する書類の写し(申請者が出入国管
 理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 号の 3 に規定する中長
 期滞在者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国
 管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者である場
 合に限る。)
 ウ 旅券その他の身分を証する書類の写し(申請者が出入国管理及び難民認定法
 第 19 条の 3 各号に掲げる者である場合に限る。)

附 則

- この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の栄養士法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の栄養士法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第38号

熊本県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成24年熊本県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第3号及び」を「第3号、第5号及び」に改める。

別記第6号様式備考1中「、「清掃作業監督者」」の次に「、「空調給排水管理監督者」」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第39号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号キ中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「（郵便窓口業務の委託等に関する法律）」を「、簡易郵便局法」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「再委託業務を行う施設を含む。」を「簡易郵便局」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第40号

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第13条の2の次に次の3条を加える。

（地下浸透させはならない水の要件）

第13条の3 第6条の規定は、条例第21条の4第1項の規則で定める要件について準用する。

（許可を要しない地下水採取）

第13条の4 条例第25条の3第1項の規則で定めるときは、地下水の採取量の過半を田畑等のかんがいの用に供するときとする。

（許可申請書の様式等）

第13条の5 条例第25条の3第2項の規定により知事に提出する申請書は、地下水採取許可申請書（別記第8号様式）によるものとする。

2 条例第25条の3第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 井戸の内径及び深度、地下水の水位並びに井戸を掘削した年

(2) 揚水機の種類及び最大吐出量

(3) 揚水設備の使用の状況

(4) 地下水の採取開始（予定）年月日

3 条例第25条の3第3項各号に掲げる添付書類は、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第25条の3第3項第1号の規則で定める揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書には、次に掲げる揚水試験の結果を記載すること。

ア 段階揚水試験（揚水量を段階的に変化させ、各段階における地下水の水位を測定する試験をいう。）

イ 連続揚水試験（一定の水量で連続して揚水し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。）

ウ 回復試験（連続揚水試験終了後、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。）

- (2) 前号の試験は、知事が別に定める方法により実施すること。
 - (3) 条例第25条の3第3項第2号に規定する水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類は、水量測定器に関する書類（別記第9号様式）によること。
 - (4) 条例第25条の3第3項第3号に規定する揚水設備の設置の場所を示す図面は、縮尺2万5千分の1以上の図面とすること。
 - (5) 条例第25条の3第3項第4号に規定する地下水の利用に関する計画書は、別記第10号様式によること。
 - (6) 条例第25条の3第3項第5号の規則で定める書類は、揚水設備の構造図その他知事が必要と認める書類とすること。
- 4 条例第25条の3第4項の規定による影響調査は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 周辺地域の地下水の水質、水位及び流向、湧水、地質の状況等を調査すること。
 - (2) 地下水の採取による周辺地域の地下水の水質、水位等への影響の程度及び範囲を予測すること。
 - (3) 前号の影響を回避又は低減するための措置を検討すること。
- 第14条を次のように改める。
- (届出書の様式等)
- 第14条 条例第26条第2項の規定により知事に提出する届出書は、地下水採取（変更・廃止）届出書（別記第11号様式）（自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取届出書（自噴井戸）（別記第12号様式））によるものとする。
- 2 条例第26条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 井戸の内径及び深度、地下水の水位並びに井戸を掘削した年
 - (2) 揚水機の種類（自噴井戸に係る届出を除く。）
 - (3) 最大吐出量（自噴井戸に係る届出にあつては吐出量）
 - (4) 揚水設備又は自噴井戸の使用の状況
 - (5) 地下水の採取開始（予定）年月日
- 3 条例第26条第3項各号に掲げる添付書類は、次に定めるところによるものとする。
- (1) 条例第26条第3項第1号に規定する揚水設備又は自噴井戸の設置の場所を示す図面は、縮尺2万5千分の1以上の図面とすること。
 - (2) 条例第26条第3項第2号の規則で定める書類は、揚水設備の構造図（自噴井戸に係る届出にあつては当該自噴井戸の構造図）並びに節水及び水利用に関する計画書とすること。
- 第14条の次に次の4条を加える。
- 第14条の2 条例第27条第1項又は第2項の規定による届出は、地下水採取（変更・廃止）届出書（別記第11号様式）（自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取届出書（自噴井戸）（別記第12号様式））により行うものとする。
- (氏名の変更等の手続)
- 第14条の3 条例第27条の2第1項の規定による許可の申請は、地下水採取変更許可申請書（別記第13号様式）により行うものとする。
- 2 条例第27条の2第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 住所又は法人の代表者の氏名の変更（条例第25条の3第3項第4号に掲げる地下水の利用に関する計画書の変更を伴わない場合に限る。）
 - (2) 揚水設備の使用の状況の変更（許可を受けた地下水採取量を超えない場合に限る。）
 - (3) その他知事が認める軽微な変更
- 3 条例第27条の2第3項の規定による届出は、地下水採取許可変更（廃止）届出書（別記第14号様式）により行うものとする。
- 4 条例第27条の2第4項の規則で定める書類は、条例第25条の3第3項各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に関する書類（条例第27条の2第1項の規定による許可の申請を行う場合に限る。）とする。
- 第14条の4 条例第28条第1項の規定による届出は、地下水採取（変更・廃止）届出書（別記第11号様式）（自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取変更届出書（自噴井戸）（別記第15号様式）又は地下水採取廃止届出書（自噴井戸）（別記第16号様式））により行うものとする。
- 2 条例第28条第2項の規則で定める書類は、揚水設備の構造図（自噴井戸に係る届出にあつては当該自噴井戸の構造図）とする。
- (承継の届出)
- 第14条の5 条例第28条の2第2項の規定による届出は、地下水採取承継届出書（別記第17号様式）により行うものとする。
- 第15条中「第29条」を「第29条第1項」に、「毎年度」を「前年度」に、「翌年度の」を「毎年」に、「別記第9号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 条例第29条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。
- (1) 地下水の用途
 - (2) 地下水の採取量
 - (3) その他知事が必要と認める事項
- 第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条中「第31条第2項」の次に「、第32条の5第2項及び第35条の2第2項」を加え、「の各号」を削る。

第18条を次のように改める。

(地下水使用合理化計画等)

第18条 条例第32条の4第1項の規定による提出は、地下水使用合理化計画書(別記第19号様式)により行うものとする。

2 条例第32条の4第3項の規定による報告は、地下水使用合理化計画実施状況報告書(別記第20号様式)により行うものとする。

3 条例第32条の4第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 地下水使用合理化の方策の具体的な内容

(2) 地下水使用合理化の実施量

(3) 水の循環率(循環使用及び再利用した水の量を水の総使用量(循環使用及び再利用した水の量を含む。)で除して得た率をいう。)

(4) その他知事が必要と認める事項

第18条の次に、次の5条を加える。

(地下水涵養計画等)

第18条の2 条例第35条第1項の規定による提出は、地下水涵養^{かん}計画書(別記第21号様式)により行うものとする。

2 条例第35条第3項の規定による報告は、地下水涵養計画実施状況報告書(別記第22号様式)により行うものとする。

3 条例第35条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 地下水涵養の方策の具体的な内容

(2) 地下水涵養の実施量

(3) 地下水採取量に対する地下水涵養量の割合

(4) その他知事が必要と認める事項

(開発行為に伴う地下水涵養への配慮)

第18条の3 条例第35条の3第1項の規定による提出は、水利用に関する計画書(別記第23号様式)及び地下水涵養に関する計画書(別記第24号様式)により行うものとする。

(報告及び検査)

第18条の4 知事は、条例第38条第1項の規定により、対象事業場及び貯油事業場の設置者並びに開発事業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

(1) 対象化学物質の使用の方法

(2) 汚水等の処理の方法

(3) 対象施設の種別及び構造並びに使用の方法

(4) 地下浸透水の浸透の方法

(5) 排水の汚染状態及び量

(6) 井戸水の汚染状態

(7) 用水及び排水の系統

2 知事は、条例第38条第1項の規定により、その職員に、対象事業場及び貯油事業場の設置者並びに開発事業者の事業場に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

(1) 対象施設及びその関連施設

(2) 汚水等の処理施設及びその関連施設

(3) 関係帳簿書類

(4) 地下浸透水

(5) 排水

(6) 井戸水

第18条の5 知事は、条例第39条第1項の規定により、地下水を採取する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

(1) 地下水の採取の状況

(2) 揚水設備又は自噴井戸の設置の状況

(3) 地下水の採取量の測定方法

(4) 地下水の合理的な使用の措置の状況

(5) 地下水の涵養の措置の状況

2 知事は、条例第39条第1項の規定により、その職員に、地下水を採取する者の事業場及び事業に関連する土地に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

(1) 揚水設備又は自噴井戸及びこれらの関連施設

(2) 地下水の合理的な使用を行う施設

(3) 地下水の涵養を行う施設

(4) 関係帳簿書類

第18条の6 知事は、条例第39条第1項の規定により、開発行為者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

(1) 地下水の採取の状況

(2) 水利用に関する計画の実施の状況

- (3) 地下水涵養に関する計画の実施の状況
- 2 知事は、条例第39条第1項の規定により、その職員に、開発行為者の事業場に立ち入り、次の物件を検査させることができる。
- (1) 地下水の涵養を行う施設
- (2) 関係帳簿書類
- 第19条中「第38条第2項」の次に「(第39条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「別記第10号様式」を「別記第25号様式」に改める。

別記第10号様式を次のように改め、同様式を別記第25号様式とする。

(表)

12センチメートル

<p>第 号</p> <p>熊本県地下水保全条例第38条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）及び第40条第5項の規定による身分証明書</p> <p>職及び氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">熊本県知事 印</p>	↑	↓	8センチメートル
---	---	---	----------

(裏)

熊本県地下水保全条例抜すい

(報告及び検査)

第38条 知事は、第2章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者に対し、対象化学物質の使用の方法、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、それらの者の事業場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第39条 知事は、第3章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、地下水を採取する者及び開発行為者に対し、地下水の採取の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、それらの者の事業場その他必要な場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による報告及び検査について準用する。

(土地の立入り)

第40条 知事は、この条例を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入りの日の5日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、第1項の規定による立入りをしてはならない。

5 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 県は、第1項の規定による立入りにより損失が生じた場合においては、その損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

7 土地の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(罰則)

第48条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(3) 第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(5) 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(6) 第40条第7項の規定に違反して、同条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

別記第 9 号様式中「第 2 9 条」を「第 2 9 条第 1 項」に、

様式
0 2

様式
0 6

」を 」に、

届 出 事 項	届 出 者	氏 名			
		住 所			
	井 戸	所在地			
		揚水機の吐出口の断面積	平方センチメートル		
		原動機の出 力	キロワット		
		(A) 最大吐 出 量 (1 分間あたり)	立方メートル		

」を

届 出 又 は 許 可 事 項	特 定 採 取 者	氏 名			
		住 所			
	揚 水 設 備 又 は 自 噴 井 戸	所在地			
		揚水機又は自噴井戸の吐出口の断面積	●	平方センチメートル	
		原動機の出 力 (揚水設備のみ)	●	キロワット	
		(A) (最大) 吐 出 量 (1 分間あたり)	●	立方メートル	

」に、

(C) 1 日あたりの 平均運転時間	時間
----------------------------	----

(C) 1 日あたりの平均 運転 (採取) 時間	時間
------------------------------------	----

」を 」に、

(D) 1 日あたりの 平均採取量	百万	十万	万	千	百	十	一	・	+/+	-/百	m ³

」を

「

(D) 1 日 当 た り の 平 均 採 取 量	百 万	十 万	万	千	百	十	一	一/十	一/百	m ³

」に改め、同様式備考

に次のように加える。

3 水量測定の方法欄で、「4 その他」を選択した場合は、内容を記載してください。(例 実測計算等)

別記第 9 号様式を別記第 1 8 号様式とし、同様式の次に次の 6 様式を加える。

別記第19号様式(第18条関係)

地下水使用合理化計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 印 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当()

熊本県地下水保全条例第32条の4第1項の規定により、地下水使用合理化計画について、次のとおり提出します。

Table with 4 columns: 様式 (07), 揚水設備の設置場所, 年間採取量 (m³), 地下水の用途 (1-7 categories).

Main table with 4 columns: 合理化の方策, 合理化の具体的な内容, 数量, 合理化計画量. Includes sections for 循環・再利用装置, 節水機器, and 雨水利用設備.

- 備考 1 記載欄が不足するときは、別紙(日本工業規格A4)を使用してください。 2 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

別記第20号様式(第18条関係)

地下水使用合理化計画実施状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 印 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当()

熊本県地下水保全条例第32条の4第3項の規定により、地下水使用合理化計画の実施状況について、次のとおり報告します。

Table with 4 columns: 様式 (08), 揚水設備の設置場所, 年間採取量 (m³), 地下水の用途 (1-7 categories).

Main table with 4 columns: 合理化の方策, 合理化の具体的な内容, 数 量, 合理化実施量. Includes sections for 循環・再利用装置, 節水機器, 雨水利用設備, and summary rows.

- 備考 1 記載欄が不足するときは、別紙（日本工業規格A4）を使用してください。 2 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

別記第21号様式(第18条の2関係)

地下水涵養計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所

(主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

担当()

熊本県地下水保全条例第35条第1項の規定により、地下水涵養計画について、次のとおり提出します。

様式	揚水設備の設置場所	年間採取量	m ³
09			
井戸の番号及び本数(複数ある場合には全て記入)		地下水の用途	1 農業用 2 水産養殖用 3 工業用 4 建築物用 5 水道用 6 家庭用 7 その他()
	計 本		

涵養の方策	項目及び内容	涵養計画量
敷地内における涵養 (雨水の地下浸透)①	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます 基、ますの大きさ (種類: : 内径 cm、深さ cm、 屋根面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透トレンチ (内径 cm、長さ m、 面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 透水性舗装又は緑化ブロック (面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透側溝 (深さ m、長さ m、 面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 緑地等 (形態 面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 浸透型調整池 (縦 m、横 m、深さ m、集水面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> その他	m ³ /年
	小 計 ①	m ³ /年
敷地外における涵養 ②	<input type="checkbox"/> 涵養林の整備 (植林、間伐、下刈、その他、地域名) 植林年度: 植林場所(市町村名): 樹種: 取組の内容: 今後の計画: 植林面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 水田湛水 (地域名: 期間 月 面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 米等の契約栽培 (地域名: 面積: m ² 収穫量 kg)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> その他	m ³ /年
	小 計 ②	m ³ /年
その他③	<input type="checkbox"/> 涵養対策に関する行事への参加等 (内容: 回数: 回 延べ人数)	-
	<input type="checkbox"/> 涵養域産の作物の購入 (地域名 産地 種類 量 kg)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> その他 (地下水涵養団体への協力 団体名:)	m ³ /年
	小 計 ③	m ³ /年
涵養計画量の合計 (①+②+③)		m ³ /年
地下水採取量	④ m ³ /年	涵養割合 (①+②+③) ÷ ④ %
特記事項		

- 備考 1 取組内容に応じて、□にチェックのうえ、その内容等を記入してください。
2 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

別記第22号様式(第18条の2関係)

地下水涵養計画実施状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 印 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当()

熊本県地下水保全条例第35条第3項の規定により、地下水涵養計画の実施状況について、次のとおり報告します。

Table with 4 columns: 様式 (10), 揚水設備の設置場所, 年間採取量, m³. Includes a section for 井戸の番号及び本数 (複数ある場合には全て記入) and 地下水の用途 (1 農業用, 2 水産養殖用, 3 工業用, 4 建築物用, 5 水道用, 6 家庭用, 7 その他).

Main table with 3 columns: 涵養の方策, 項目及び内容, 涵養実施量. Categories include 敷地内における涵養 (雨水の地下浸透) ①, 敷地外における涵養 ②, and その他 ③. Includes sub-totals and a final calculation for 地下水採取量 and 涵養割合.

備考 1 取組内容に応じて、□にチェックのうえ、その内容等を記入してください。 2 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

別記第23号様式(第18条の3関係)

水利用に関する計画書

熊本県知事 様

年 月 日

提出者 住所
(主たる事務所の所在地)
氏名 印
(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)
電話 担当()

熊本県地下水保全条例第35条の3第1項の規定により、水利用に関する計画について、次のとおり提出します。

1 事業計画の概要

(1)事業の名称	
(2)事業地の住所	
(3)事業面積	
(4)事業内容	

2 水利用に関する計画

(1)水源	
(2)取水及び給水の方法	
(3)使途	
(4)給水量	
(5)その他	

備考 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

別記第24号様式(第18条の3関係)

地下水涵養に関する計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所
(主たる事務所の所在地)
氏名 印
(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)
電話 担当()

熊本県地下水保全条例第35条の3第1項の規定により、地下水涵養に関する計画について、次のとおり提出します。

事業地の面積	ha
--------	----

涵養事業の種類	内容及び規模			涵養計画量
敷地内における雨水の地下浸透等	雨水浸透ます	内径 cm・長さ cm	設置数 基	m ³ /年
	雨水浸透トレンチ	内径 cm・長さ m		m ³ /年
	浸透性舗装	面積 m ²		m ³ /年
	緑化ブロック	面積 m ²		m ³ /年
	雨水浸透側溝	深さ m・長さ m		m ³ /年
	緑地等	面積 m ²		m ³ /年
	浸透型調整池	縦 m・横 m	(集水面積 m ²)	m ³ /年
	その他			m ³ /年
				m ³ /年
合 計				m ³ /年

地下水汚染防止措置	(地下水涵養に伴い地下水汚染防止のために取った措置について記載すること。)
-----------	---------------------------------------

特記事項	
------	--

- 備考 1 記載欄が不足するときは、別紙(日本工業規格A4)を使用してください。
 2 涵養対策の種類に応じて、その内容等を記入してください。
 3 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。
 4 涵養計画量は、地下水涵養指針に記載されている推計涵養量を参考に記載してください。

別記第 8 号様式中「(第 1 4 条関係)」を「(第 1 4 条、第 1 4 条の 2、第 1 4 条の 4 関係)」に、「第 2 7 条第 1 項」を「第 2 7 条第 2 項」に、

様式	市町村	井戸番号
01		

様式	※市町村	※井戸番号
02		

」を「井戸の所在地」を「揚水設備の設置の場所」に、「用途」を「地下水の用途」に、「井戸を掘った年」を「井戸を掘削した年」に、「井戸の深さ」を「井戸の深度」に、

ストレナー (採水管) の深さ											
第1ストレナー				第2ストレナー				第3ストレナー			
		m	から			m	から			m	から

」を

ストレナー (採水管) の位置											
第1ストレナー				第2ストレナー				第3ストレナー			
		m	から			m	から			m	から

」に、「井戸を掘った時」を「井戸を掘削した時」に、「報告時」を「届出時の」に、「ポンプの出力」を「原動機の出力」に、「ポンプの種類」を「揚水機の種類」に、「1 分間あたり」を「1 分間当たり」に、「一日平均運転時間」を「1 日平均運転時間」に、「一日あたり平均採取 (予定) 量」を「1 日当たり平均採取 (予定) 量」に、

添付書類	新規届	1 井戸所在を示す地図 2 揚水設備の構造図 3 節水及び水利用に関する計画書
	変更届	1 揚水設備の構造図 ただし、井戸項目、ポンプ項目の変更の場合のみで結構です。

」を

添付書類	新規届	1 揚水設備の設置の場所を示す図面 2 揚水設備の構造図 3 節水及び水利用に関する計画書
	変更届	揚水設備の構造図 ただし、揚水設備及び揚水機に関する事項を変更しようとする場合に限る。

」に、

廃止	廃止年月日					廃止理由	廃止後の処置
	3昭和 4平成	年	月	日			

」を

廃止	廃止年月日					廃止理由
	3昭和 4平成	年	月	日		

同様式備考 1 中「市町村及び井戸番号は」を「※印欄は」に改め、同様式備考 2 中「ポンプ」を「揚水機」に改め、同様式備考 5 を次のように改める。

- 5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。別記第 8 号様式備考に次のように加える。
- 6 変更届の際は、変更しようとする項目のみ記載してください。

別記第8号様式を別記第11号様式とし、同様式の次に次の6様式を加える。
別記第12号様式(第14条、第14条の2関係)

地下水採取届出書 (自噴井戸)

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話 担当()

熊本県地下水保全条例第26条第1項 (第27条第1項) の規定により、地下水の採取について次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所							
※井戸の番号							
採取開始(予定) 年 月 日	年 月 日						
採取する 地下水の用途	1 農業用 2 水産養殖用 3 工業用 4 建築物用 5 水道用 6 家庭用 7 その他()						
井戸の深度	m						
ストレーナー (採取管)の位置	地表 から	第1	mから mまで	第2	mから mまで	第3	mから mまで
吐出口の 断面面積	$\left(\text{吐出口の内径} \times \frac{1}{2} \right)^2 \times 3.14 =$						cm ²
吐出(予定)量	1分間当たり						m ³ ①
1日当たり平均 採取(予定)量	①×60分× 時間(1日当たり平均採取時間)=						m ³ ②
採取(予定)日数	年間 日(月から 月まで)						③
年間採取(予定)量	②×③=						m ³
水量測定の方法	1 水量測定器 2 採取日誌 3 三角せき 4 その他()						
添付書類	1 井戸の設置の場所を示す図面 2 井戸の構造図 3 節水及び水利用に関する計画書						

備考 ※印欄は記入不要です。

別記第13号様式(第14条の3関係)

地下水採取変更許可申請書

熊本県知事 様

年 月 日

申請者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当()

熊本県地下水保全条例第27条の2第1項の規定により、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

Table with 2 columns: 様式 (03) and 申請区分 (2 変更申請). Includes fields for 市町村, 井戸番号, and ※メッシュコード.

Main application form table with columns for '変更前' (Before Change) and '変更後' (After Change). Includes sections for 地下水採取者 (Groundwater Taker), 揚水設備 (Lifting Equipment), 揚水機 (Lifting Machine), and 使用状況 (Usage Status).

備考 1 ※印欄は、記入不要です。

- 2 元号及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。
3 地下水採取(予定)者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
4 地下水採取(予定)者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。
5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。
6 変更前及び変更後の欄は、変更しようとする項目のみ記載してください。

添付書類 (Attachments) table listing required documents: 1 揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書, 2 地下水の利用に関する計画書, 3 揚水設備の構造図, 4 その他知事が必要と認める書類. Includes a note: ※変更事項に関する書類を添付してください。

別記第14号様式(第14条の3関係)

地下水採取許可変更(廃止)届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 印 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当()

熊本県地下水保全条例第27条の2第3項の規定により、地下水の採取について、次のとおり届け出ます。

Table with 4 columns: 様式 (04), 市町村, 井戸番号, ※メッシュコード. Includes 届出区分 (2 変更届 3 廃止届) and a value 19.

(変更届)

Main application form with sections for: 地下水採取者 (Name, Address, Postcode), 揚水設備 (Location, Start Date, Well Details, Strainer Positions, Water Levels), 揚水機 (Pump Details), and 使用状況 (Usage Schedule).

(廃止届)

Form for cancellation (廃止届) with fields for 廃止年月日 and 廃止理由.

- 備考 1 ※印欄は、記入不要です。 2 届出区分、元号欄及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。 3 地下水採取者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 4 地下水採取者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。 5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。 6 変更届の際は、変更しようとする項目のみ記載してください。

別記第15号様式(第14条の4関係)

地下水採取変更届出書 (自噴井戸)

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話 担当()

熊本県地下水保全条例第28条第1項の規定により、地下水採取の届出に係る事項の変更について次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所			
井戸の番号			
変更年月日	年 月 日		
変更事項	1 氏名又は住所 2 地下水の用途 3 井戸の深度 4 ストレーナー (採水管) の位置 5 吐出口の断面積 6 吐出量 7 採取日数 8 その他()		
変更の内容	変更前		変更後
変更の理由			
添付書類	井戸の構造図 (変更事項欄中3から5までに該当するときに限る。)		

備考 1 変更事項欄は、該当する事項全ての番号を○で囲んでください。

2 変更事項の「7 採取日数の変更」の場合は、採取期間 (月から 月まで) を変更の内容欄に記載してください。

別記第16号様式(第14条の4関係)

地下水採取廃止届出書 (自噴井戸)

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話 担当()

熊本県地下水保全条例第28条第1項の規定により、地下水採取の廃止について次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所	
井戸の番号	
廃止した年月日	年 月 日
廃止した理由	

別記第17号様式(第14条の5関係)

地下水採取承継届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所
 (主たる事務所の所在地)
 氏名 印
 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話 担当()

特定採取者の地位を承継したので、熊本県地下水保全条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

様式	市町村	井戸番号	※メッシュコード
05			

被承継者	被承継者氏名(漢字)			カナ氏名(カタカナ)			
承継者	承継者氏名(漢字)			カナ氏名(カタカナ)			
	郵便番号		承継者住所(漢字)				
	-						
設置場所	承継の理由					承継年月日	
						4平成	年 月 日
備考	揚水設備又は自噴井戸の設置の場所(漢字)						

- 備考 1 ※印欄は、記入不要です。
 2 承継者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
 3 承継者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。

別記第7号様式の次に次の3様式を加える。

別記第8号様式(第13条の5関係)

地下水採取許可申請書

熊本県知事 様

年 月 日

申請者 住所

(主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

担当()

熊本県地下水保全条例第25条の3第1項の規定により、地下水の採取の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

様式	※市町村	※井戸番号	※メッシュコード	19	
01				申請区分	1 新規申請

地下水採取(予定)者	地下水採取(予定)者氏名(漢字)				カナ氏名(カタカナ)			
	郵便番号				地下水採取(予定)者住所(漢字)			
	-							

揚水設備	揚水設備の設置の場所(漢字)						採取開始(予定)年月日			
							3昭和 4平成	年	月	日
	地下水の用途	井戸を掘削した年	井戸の深度	井戸の内径	ストレーナー(採水管)の位置					
		3昭和 4平成	年	m	cm	第1ストレーナー		第2ストレーナー		第3ストレーナー
					m	m	m	m	m	m
	井戸を掘削した時の水位			申請時の水位						
	測定年月日		水位	測定年月日		水位				
	3昭和 4平成	年	月	日	m	4平成	年	月	日	m

揚水機	原動機の出力	揚水機の種類	吐出口の断面積	1分間当たりの最大吐出量
	KW	1 水中ポンプ 2 渦巻ポンプ 3 その他()	cm ²	m ³
使用状況	1日平均運転時間	年間運転(予定)日数	1日当たり平均採取(予定)量	揚水(予定)期間
	時間	日間	m ³	月から 月まで

- 添付書類
- 揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書
 - 水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類
 - 揚水設備の設置の場所を示す図面
 - 地下水の利用に関する計画書
 - 揚水設備の構造図
 - その他知事が必要と認める書類

- 備考
- ※印欄は、記入不要です。
 - 元号及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。
 - 地下水採取(予定)者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - 地下水採取(予定)者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。
 - 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。

別記第9号様式(第13条の5関係)

水量測定器に関する書類

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住 所
(主たる事務所の所在地)
氏 名 印
(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)
電 話 担当 ()

水量測定器の種類	(水量測定器の種類を記載すること。)
水量測定器を設置する位置	(水量測定器を設置する位置を記載すること。設置する位置を示した図面を添付してもよい。)
水量測定器を設置する時期	(水量測定器を設置する(した)時期を記載すること。)
備考	

- 備考 1 構造上水量測定器を設置することが困難な場合は、その理由を備考欄に記載してください。
- 2 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

別記第 10 号様式（第 13 条の 5 関係）

地下水の利用に関する計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話

担当()

揚水設備を設置する施設の 名称	(工場、事業場等の名称等)
地下水以外に利用可能な水 源の有無	有 () ・ 無
地下水採取者の概要	(業種、本社所在地、売上高、従業員数等)
地下水採取の目的	(具体的に記載すること。)
地下水を利用する事業の 概要	(工程図を記載すること。)
地下水利用の内訳	(地下水採取量の積算基礎を記載すること。)

備考 地下水採取者の概要、地下水を利用する事業の概要、地下水利用の内訳に関する図面、資料等があれば添付してください。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第41号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。
第18条を次のように改める。

（納付場所）

第18条 歳入徴収者は、納入通知書を発行する場合には、指定金融機関及び収納代理金融機関（郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成17年法律第100号）第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所、日本郵便株式会社の営業所（銀行窓口業務（日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する銀行窓口業務をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）及び簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する簡易郵便局（同法第4条第1項に規定する受託者が当該簡易郵便局において銀行窓口業務を行う場合に限る。）（以下この条及び第19条の2において「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を除く。）を納付場所としなければならない。ただし、別に指定する歳入については、納入通知書を発行する場合には、郵便貯金銀行の営業所等を納付場所とすることができる。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第1095号の2

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のとおり定める。
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県指定金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の10）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第2号中「及び郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局をいう。）並びに日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する簡易郵便局（いずれも日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する銀行窓口業務を行うものに限る。）」に改める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

熊本県告示第1095号の3

平成10年1月7日熊本県告示第1号（収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成24年10月1日から施行する。
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置の表備考2を次のように改める。

取扱店舗は、九州内（沖縄県を除く。）の郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。）の営業所、日本郵便株式会社の営業所（銀行窓口業務（日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する銀行窓口業務をいう。）を行うものに限る。）及び簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する簡易郵便局（同法第4条第1項に規定する受託者が当該簡易郵便局において銀行窓口業務を行う場合に限る。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）とする。ただし、県民税利子割の特別徴収及び地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に規定する県に対する寄附金（以下「ふるさとくまもと応援寄附金」という。）に係る窓口収納については、全国の郵便貯金銀行の営業所等とする。

熊本県告示第1095号の4

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領を次のとおり定める。
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する

要領

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領（平成10年熊本県告示第168号）の一部を次のように改正する。

別表肥後銀行の項収納店の欄を次のように改める。

収 納 店
<p>九州内（沖縄県を除く。）の郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。）の営業所、日本郵便株式会社の営業所（銀行窓口業務（日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する銀行窓口業務をいう。）を行うものに限る。）及び簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する簡易郵便局（同法第4条第1項に規定する受託者が当該簡易郵便局において銀行窓口業務を行う場合に限る。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）とする。ただし、県民税利子割の特別徴収及びふるさとくまもと応援寄附金に係る窓口収納については、全国の郵便貯金銀行の営業所等とする。</p>

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

登載依頼

熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年9月28日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会告示第2号

熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規程
熊本県人事委員会公印規程（昭和53年熊本県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第8号を削る。
- 別表第1中第8の項を削る。
- 別表第2中8を削る。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。